

令和4年度 建政委第17号 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務  
業務仕様書

1 業務名

令和4年度 建政委第17号 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務

2 委託範囲 静岡市におけるインフラ分野

(建設局、都市局、経済局、上下水道局の土木・建築に関する分野)

3 業務目的

建設業界では、人手不足や災害対策、インフラの老朽化など従来から抱えている諸問題や、ウィズコロナ時代の到来や技術革新の進展をはじめとした社会経済情勢の変化に対応するため、データとデジタル技術を活用して、従来型の働き方から脱却し、非接触・リモート型による働き方への転換を図ることが求められている。

昨今、国土交通省がインフラ分野のDXの推進に関して積極的に取り組んでいる中、本市においても、実情に見合ったDXを模索するため、局内のみならず、局を横断してデジタル化に取り組む事業を選定し、インフラ分野のDXを実現するためのプラン策定を目的とする。

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務内容

- (1) 静岡市デジタル化推進プランの確認及び静岡市インフラ分野業務の課題整理
  - ・静岡市デジタル化推進プランの確認
  - ・令和3年度静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定検討業務報告書（本仕様書 7 関連資料 エを参照）を参考に解決すべき課題の優先度を整理
- (2) DX推進事業の選定
  - ・デジタル化の最新技術や静岡市インフラ分野に関する業務の課題や改善ニーズの調査（令和3年度静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定検討業務報告書（本仕様書 7 関連資料 エを参照））及び（1）の整理結果に基づき、DX推進事業として導入すべき技術と利用場面を選定
  - ・選定に当たって設置する庁内プロジェクトチームの運営支援
- (3) ロードマップの作成と推進プランの策定
  - ・ロードマップ（短期（4次総前期）・中期（4次総後期））を作成し、各事業の推進方針を整理

## 6 作業条件

本業務では、静岡市土木業務委託共通仕様書を準用し、必要書類の提出を行う。

## 7 関連資料

次の計画・報告書について、静岡市ホームページで確認することができる。

ア 「第3次静岡市総合計画」

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\\_000004.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000004.html)

静岡市トップ⇒市政情報⇒自治・計画⇒基本構想・総合計画⇒第3次静岡市総合計画

イ 「第4次静岡市総合計画」(令和5年度から令和12年度まで)

(現在策定中であり、現時点のホームページ掲載内容は、会議の議題等のみ)

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\\_000232.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000232.html)

静岡市トップ⇒市政情報⇒自治・計画⇒基本構想・総合計画⇒第4次静岡市総合計画

ウ 「静岡市デジタル化推進プラン」(概ね2年単位での見直しがあります)

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/457\\_000001.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/457_000001.html)

静岡市トップ⇒市政情報⇒情報化・情報セキュリティ⇒静岡市デジタル化推進プランを策定しました。

エ 令和3年度 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定検討業務 業務報告書

静岡市トップ⇒事業者向け⇒事業者募集⇒静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務

## 8 業務工程表

受注者は、契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、記載内容に関し発注者の承諾を得た後、業務計画書に添付する。

また、受発注者は、業務工程表を随時更新し、業務進捗状況の共有に努める。

業務工程表は、打合せ記録簿提出時及び成果品の提出時に打合せ記録簿もしくは成果品とともに発注者に提出する。

## 9 打合せ

- (1) 打合せ場所は、原則静岡市役所とする。
- (2) すべての打合せに原則監理技術者が立会う。
- (3) 以下のタイミングで主任調査員による履行確認を行う。

- ・業務着手時
- ・中間報告時(1回)
- ・成果品納入時
- ・その他必要と認めるとき

- (4) 打合せ記録簿は、受発注者間で相互に確認する。

なお、打合せ記録簿は受注者が作成し、打合せ3日後までに発注者へ提出すること

打合せ記録簿は、要旨・協議等の内容をわかりやすくまとめて作成すること

打合せ記録簿は、成果品にも綴ること

(5) 打合せの回数は4回を想定している。

なお、打合せの回数に電話・電子メール等によるものは含まないこととする。

## 10 成果品

静岡市土木業務委託共通仕様書に基づき、成果品を提出することとする。ただし、本業務では、電子納品のほか下記の成果品を提出する。

- (1) 業務委託完了報告書（A4版） 2部
- (2) 推進プラン本文 2部
- (3) 推進プラン概要版 2部
- (4) データファイル（仕様等については、監督員と打合わせする） 1部

## 11 納品

(1) 成果品の提出先は、静岡市建設局土木部建設政策課とする。

(2) 成果品納入後の成果品の訂正について以下のとおりとする。

・発注者は、業務完了後においても、受注者の責任により帰すべき理由により成果品に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議の上、受注者に成果品の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。

・受注者は、業務完了後においても、受注者の責任により帰すべき理由により成果品に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議の上、成果品の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

(3) 本業務の成果品については、すべて発注者に所有権及び著作権が帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製及び第三者へ公表又は貸与してはならない。

なお、中間成果についても発注者の許可なく第三者に複製、公表、貸与してはならない。

## 12 その他

(1) 本業務の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この規定は、業務終了後も適用する。

(2) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、受注者が再委託を変更する場合も同様の手続きを行うものとする、

また、再委託に関して発注者の承諾が得られない場合は、受注者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。

- (3) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染防止対策や事業運営体制の確保に努めることとする。
- (5) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は契約書及び仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに受発注者間で協議の上実施することとする。